

公認心理師養成大学教員連絡協議会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、公認心理師養成大学教員連絡協議会と称する。略称を「公大協」とする。

第2条 本会は事務局を公益社団法人日本心理学会（以下日本心理学会という）事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、科学者一実践家モデルに基づく公認心理師の育成と質向上をはかり、日本心理学会との連携のもと、心理学の学術的発展と人々の心身の健康増進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）公認心理師養成の大学・大学院カリキュラム等について問題点や改善点を検討し政策提言等を行う。

（2）公認心理師養成の大学・大学院が抱える諸問題を共有し、その解決のために会員相互の連携をはかる。

（3）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、個人会員、組織会員、加盟団体とする。いずれも日本心理学会の会員であることを問わない。

個人会員：公認心理師養成に携わっている教員、実習担当者、ならびに心理関連領域において教育・研究・臨床実践に携わっている個人。

組織会員：公認心理師養成に携わっている組織。公認心理師養成に係る包括ユニットに限定せず、大学学科、専攻あるいは学問分野（グループ）等の単位でも会員登録ができる。

加盟団体：本会の趣旨に賛同する学協会等の団体。

第6条 入会を希望する者は、所定手続きを経るものとする。

第7条 退会を希望する者は、退会届を事務局に提出するものとする。

第8条 本会の運営のために会費を徴収することができる。ただし、当分の間、会費は徴収しないものとする。

第4章 組織

第9条 本会は日本心理学会の資格制度調整委員会が統括する。資格制度調整委員会は、日本心理学会における資格制度調整委員会規則に従って運営される。

第10条 本会を運営するために運営会議を設ける。運営会議は次の役員から構成される。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 運営会議役員 若干名

第11条 前条の役員の選出方法は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、全委員会の委員を選挙人および被選挙人とする選挙によって選任し、資格制度調整委員会が委嘱する。選挙に先立ち、各委員会において委員の選出をおこない、委員を確定する。
- (2) 副会長は2名とし、1名は日本心理学会の公認心理師担当常務理事ないし認定心理士担当常務理事とし、任期は常務理事職在任期間とする。もう1名は、運営会議で合議により選任する。
- (3) 運営会議役員は、運営会議で推薦し、資格制度調整委員会が委嘱する。
- (4) 会長は事務局長を選任する。
- (5) 運営会議役員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。会長の任期は連続2期(4年)を超えないものとする。

第5章 企画・運営

第12条 会長は総会を開催し、個人会員および組織会員に対して活動を報告し、意見を聴取する。

第13条 本会のもとに次の委員会を置く。学部カリキュラム検討委員会、大学院カリキュラム検討委員会、現場実習検討委員会、国家試験検討委員会、編集委員会、広報委員会等。

- (1) 委員は委員会で推薦し、運営会議で承認する。委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員長および副委員長は各委員会内での互選によって選出する。委員長および副委員長の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

第14条 本会は、連携会議を開催して、加盟団体および日本学術会議の関連する分科会等と連携し情報交換をおこなう。

第6章 改正

第15条 本会則の改正は、運営会議で検討し、資格制度調整委員会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本会則は2019年5月19日より施行する。
- 2 本会則の改正は2022年12月3日より施行する。

- 3 本会則の改正は 2023 年 2 月 2 日より施行する。
- 4 本会則の改正は 2023 年 5 月 12 日より施行する。
- 5 第 11 条第 5 号の規定にかかわらず、2023 年 5 月 12 日時点の運営会議役員および会長の任期は、第 1 期目とする。

